

新入団員必携

佐賀市消防団

目 次

1. 佐賀市消防団の沿革	1
2. 消防団の責務	2
3. 消防団の組織	3
4. 消防団の処遇	6
5. 消防団の表彰	8
6. 消防団員の福祉	9
7. 安全管理	10
8. 訓練礼式	10
9. 関係法規	11

1 佐賀市消防団の沿革

享保3年（1718年）江戸南町奉行大岡越前守により町火消しの組織ができ、翌4年これを「いろは48組」に分け、この強化が図られた。これが我が国の消防の始まりと言われている。

佐賀市では、……

- 明治23年 公設消防を組織し、これを10部に分ち、各部に組頭2名、消防夫50名を配して、組頭をもって統轄、消防組が編成された。
- 昭和14年 「警防団令」の公布により、各部は団の消火班に編入され、警防団となる。
- 昭和22年 地方制度及び警察制度の改革で、消防を警察から完全に分離することから「警防団」が廃止され、「消防団令」の公布に伴って5分団、11部からなる佐賀市消防団が設置された。
- 昭和29年～30年 市町村合併により、16分団78部条例定数2,900名となる。
- 昭和50年 常備消防の充実強化が進んだこともあり、消防団員の定数は1,800名となる。
- 昭和52年 旧市勸興、赤松、循誘、日新、神野の5分団を統合して1分団10部とし、中央分団として12月1日発足。その結果、佐賀市消防団は、12分団74部、定数1,800名となる。
- 平成11年 実団員数の10年間の実績により、定数を1,700名とする。
- 平成12年 佐賀市消防団の本部付で、女性消防団員が18名入団し、4月1日に発足。
- 平成17年2月 日本消防協会特別表彰「まとい」を受章する。
- 平成17年10月 市町村合併により佐賀市佐賀消防団となる。
- 平成21年4月 佐賀市の8消防団（佐賀、三瀬、富士、大和、諸富、川副、東与賀、久保田）が統一し、新たに『佐賀市消防団』が発足。

※佐賀市佐賀消防団は「佐賀市消防団中部方面隊」となる

2 消防団の責務

消防が果たす任務については、消防組織法第 1 条に「消防はその施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。」とされており、その任務は崇高であり、かつ重要なものです。消防団は、平素生業を持っている住民のうちから消防団員を任命し、水火災等の災害が発生した場合に、その都度団員を招集して消防活動を行う機関です。すなわち、消防団は、郷土愛護の精神に基づく**非常備**の消防機関ということになります。

しかし、常備の消防署と非常備の消防団との違いはあるにせよ、その責務においては何ら軽重の差はありません。

我が国においては、昔から火災、水害、台風、地震等が多く、加えて近年の社会経済の発展に伴って建築物が高層化、大型化し、危険物等も増大するなど、火災その他の発生要因が著しく増加するとともに大規模化、複雑多様化しており、消防団の果たすべき役割は、ますます重要なものになってきています。

特に、地震、山火事、風水害のような大きな災害は、消防団員の活躍なくしては防除することが不可能で、したがって、**消防団に対する地域住民の期待は増大しています**。この期待に応えるためには、消防の近代化を進め、消防施設の機械化を図ることが重要ですが、これとともに消防団員が時代に即応した新しい知識、技術を習得することも必要です。消防団員は、消防職員と異なり消防業務を専業としていないため、消防に対する教育訓練を受ける機会が少ないですが、団員 1 人ひとりが自己の背負う崇高かつ重要な責務を認識し、常に自ら進んで教育訓練等の研さんに励み、その使命達成のために努力する必要があります。

佐賀市の消防団は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 15 条の規定に基づいて制定された佐賀市消防団の設置等に関する条例によって設置され、佐賀市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例及び佐賀市消防団規則によって定員、任免、給与、服務、組織、職務に関することが定められています。

3 消防団の組織

(1) 特別職の地方公務員

消防団員は消防を本業として生計を立てているわけではありません。しかし、団員として任命されたからには立派な特別職の地方公務員となります。

その根拠は、「地方公務員法」の第 3 条に次のように明記されています。

第三条 地方公務員の職は、一般職と特別職に分ける。

2 特別職は、次に掲げる職とする。

一～三（省略）

四 地方公共団体の長、議会の議長その他地方公共団体の機関の長の秘書の職で条例で指定するもの。

五 非常勤の消防団員及び水防団員の職

六（省略）

したがって、消防団員は市長や議員さんたちと同じ特別職の地方公務員であることを認識して行動してください。

(2) 消防団員の任命

消防団員の任命は市長の承認を得て、消防団長が行います。

つまり、任命権は消防団長にあります。

(3) 消防団の組織

消防団は単独行動は許されず、すべて集団・組織で活動することが原則であり、統制の取れた活動が求められます。

そのため、指揮命令系統を明確にするための組織が確立しています。

佐賀市消防団は、1 団、3 方面隊、12 支団、47 分団、210 部で構成され、中部方面隊は 12 分団、74 部となっています。

（別添組織図参照）

(4) 消防団員の階級

消防団の階級は消防庁が定める階級準則で定められているため全国統一であり、現在は「団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長、団員」の 7 階級となっています。

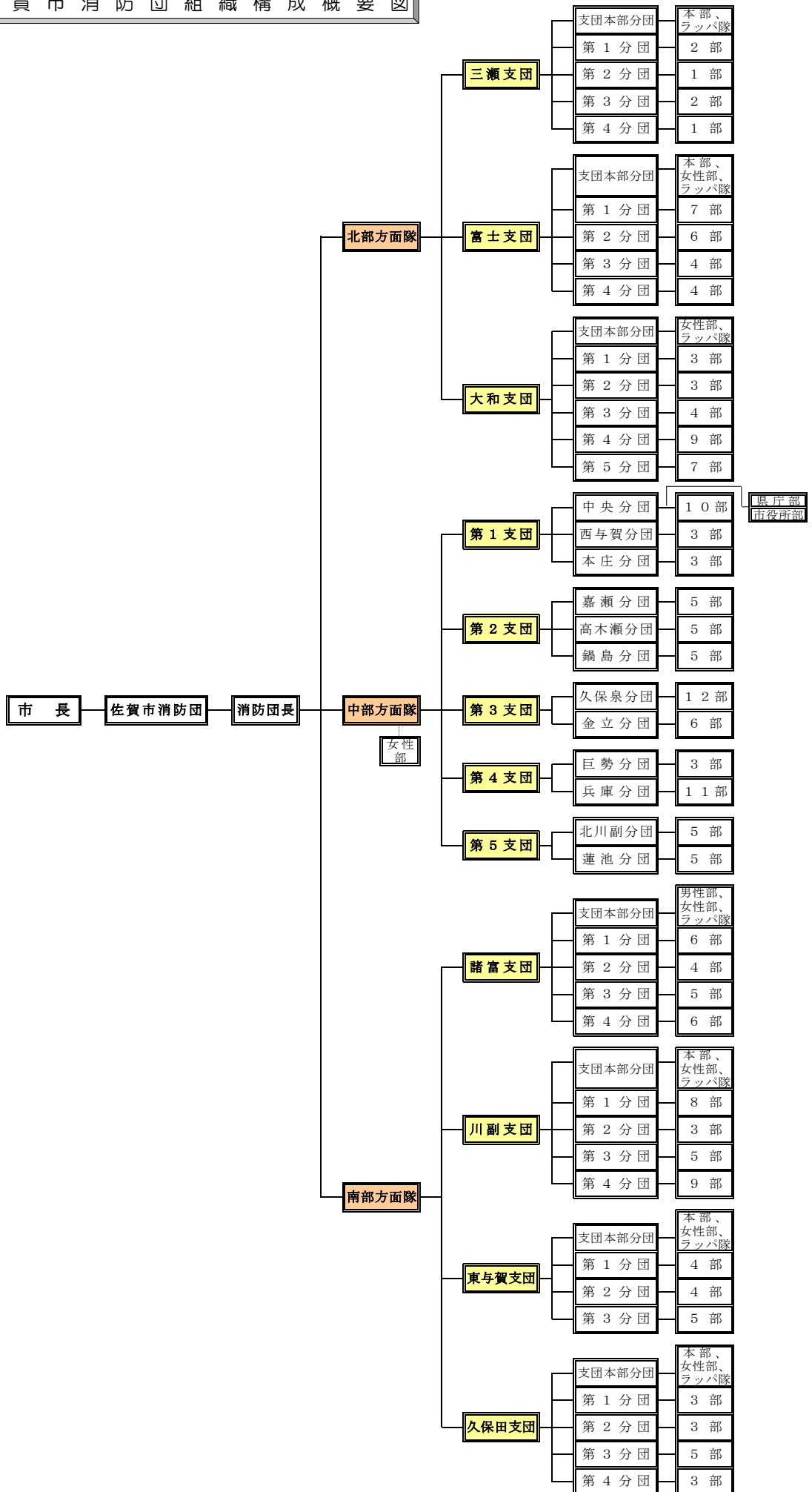
《階 級 章》



それぞれの階級には、規則により職務が定められています。

階級	職
団長	団長
副団長	副団長、方面隊長、副方面隊長、支団長
分団長	副支団長、分団長、ラッパ隊長
副分団長	副分団長、ラッパ隊長、ラッパ副隊長
部長	部長
班長	班長
団員	団員、支援団員

佐賀市消防団組織構成概要図



4 消防団の処遇

消防団員は「自分たちのまちは自分たちで守る」という郷土愛護の精神で活動をしています。しかし、消防団員の仕事は危険を伴うもので、その労苦に報いるために国、県、市においてさまざまな処遇策を講じています。

(1) 団員報酬

佐賀市が定める団員の報酬は次のようになっています。

【年額報酬】

その属する階級に応じて年額の報酬を支給します。

(単位：円)

階級	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	支援団員
年額	123,000	73,000	58,000	43,000	33,000	15,000	13,000	5,200

【出動報酬】

消防団員が災害等の職務（消火活動、水防活動、行方不明者捜索活動その他これらに準ずる活動に係る職務に限る。）に従事した場合において、1日につき8,000円を超えない範囲内において市長が定める額の出動報酬を支給します。

○長時間の活動（大規模な火災、災害）・・・8,000円

○上記以外の活動・・・4,000円

(2) 費用弁償

消防団員が、災害、警戒、訓練等の職務（出動報酬支給の対象となる職務を除く）に従事したときに、1回につき1,500円の費用弁償を支給します。

(3) 公務災害補償

消防団員が公務により死亡したり、ケガ、又は病気をした場合には消防団員本人や遺族に対して、条例の定めによりその損害を補償することとなっています。

- ① 療養補償・・・公務による負傷又は病気にかかったとき、その療養に要する費用が支給されます。
- ② 休業補償・・・公務による負傷又は病気による療養のため働けなくなり、収入が減少したとき、その期間について一定額支給されます
- ③ 傷病補償年金・療養を始めてから1年半経過しても治らず、長期の療養を必要とするとき、その傷病等級に応じて年金が支給されます。
- ④ 障害補償・・・公務による負傷又は病気が治った後でも、身体に障害が残ったときは、等級に応じて年金、又は一時金が支給されます。
- ⑤ 遺族補償・・・公務により死亡した団員の遺族に対し、年金、又は一時金が支給されます。
- ⑥ 葬祭補償・・・公務により死亡した団員の葬祭に際し、その費用が支給されます。

このほかにも、休業援護金、遺族特別支給金等の給付が行われます。

(4) 退職報償金

消防団員が多年にわたりその職に携わり退団した場合は、その苦勞に報いるため、市条例の定めるところにより、団員（団員が死亡により退団した場合はその遺族）に対して、次の表に掲げる額が支給されます。

退職報償金支給額表

単位：千円

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年 以上
団長	239	344	459	594	779	979	1,079
副団長	229	329	429	534	709	909	1,009
分団長	219	318	413	513	659	849	949
副分団長	214	303	388	478	624	809	909
部長及び班長	204	283	358	438	564	734	834
団員	200	264	334	409	519	689	789

5 消防団の表彰

消防は、地域社会に起こるあらゆる災害に対処して活動する任務を持っており、その職務は極めて危険度が高く、また特に消防団員は別に職業を持ちながら奉仕精神に基づき消防活動に従事しているという特殊性があることなどから、「その活動に対して精神的な面から報いる必要がある」とのことで表彰制度が設けられています。

(1) 叙勲

国家又は社会公共に対して功労のある者に対して勲章を授与し、栄誉を与えるもの。

(2) 消防表彰規定に基づく表彰（消防庁長官表彰）

- ① 功労章・・・団長職に10年以上在籍して成績優秀な者
- ② 永年勤続功労章・・・25年以上在籍して成績優秀な者
- ③ その他にも随時表彰や定例表彰があります。

(3) 日本消防協会が行う表彰

【団体表彰】

① 特別表彰「まとい」

表彰旗を受けてから10年以上抜群の成績を維持し、かつ消防庁長官表彰を授与されており、全国消防操法大会に出場歴のある消防団（佐賀市消防団は平成16年度受章）

- ② 表彰旗
- ③ 竿頭綬

【個人表彰】

① 功績章

勤続15年以上の団員で使命達成に尽力し、地元の名望を一身に集めるもの

② 精績章

永年勤続し、率先業務に精励して成績優秀な者

③ 勤続章

勤続30年以上業務に精励した者

■ 国や日本消防協会が行う表彰制度のほかにも県、県消防協会及び市独自でも規定を設けて表彰を行っています。

- ・ 佐賀県知事表彰
- ・ 佐賀県消防協会長表彰
- ・ 佐賀市長、佐賀市消防団長表彰

6 消防団員の福祉

日本消防協会が行っている福祉厚生事業制度で全国の消防団員が多く加入しています。

(1) 消防個人年金（元 消防互助年金）

消防職・団員が加入できる拠出型企業年金保険です。

（任意加入）

(2) 福祉共済制度

消防団員が公務中・公務外を問わず、事故又は病気等により入院したり、不幸にして死亡した場合に共済金が支払われる制度です。

（掛け金については、団員の年報酬の中から支払っています。）

① 入院の場合（通算 7 日以上入院した場合）

入院見舞金、1 日につき 1,500 円（120 日限度）

② 死亡の場合

公務・公務外・・・遺族援護金 1,000,000 円

公務の場合・・・弔慰金 23,000,000 円

保育援護金 (1 人)250,000 円

③（重度）障害の場合

公務・公務外・・・生活援護金 1,000,000 円

公務の場合・・・重度障害見舞金 23,000,000 円

保育援護金 (1 人)250,000 円

④ 障害の場合

公務・公務外・・・障害等級により 60,000 円～500,000 円

(3) 全日本消防人共済会（火災共済）

消防団員の住居する建物が火災、落雷、爆発による損害を受けた場合、又は、風水雪害により損害を受けた場合にその損害の程度により共済金が支払われる制度です。（任意加入）

※ 支払共済金については次のとおりです。

建 物（最高額） 3,000,000 円

動 産（ 〃 ） 750,000 円

7 安全管理

消防活動は、極めて危険の高い災害現場において、迅速性、確実性が要求され、かつ過酷な行動が強いられることとなり、安全確保に配慮しなければなりません。また、安全確保の基本は自分にあることを認識しなければなりません。

(1) 安全装備

消防団活動時の服装は通常時及び訓練礼式時は活動服、アポロキャップ、編上靴で行います。

また、火災出動時には防火衣、ヘルメット、カバー付長靴、ケブラー手袋を必ず着用して活動します。



8 訓練礼式

消防の責務を遂行するためには、厳正な規律、統制ある行動を基礎として、刻々と変化する情勢に的確な判断をもって対応しなければなりません。

このため、消防操法、礼式、点検等を反復訓練し、心身の鍛錬、部隊行動の敏速、確実さを図ることが必要となります。

■各個訓練

各個訓練は、隊員を諸制式（訓練基準の総称）に熟練させ、その部隊行動を確実軽快にし、厳正な規律を身に付けさせ、消防諸般の要求に適応させるための基礎作りを目的としています。

9 関係法規

消防組織法（抄）

第1章 総則

（消防の任務）

第1条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とする。

第2章 国の行政機関

（消防庁）

第2条 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項の規定に基づいて、総務省の外局として消防庁を置く。

第3章 地方公共団体の機関

（市町村の消防に関する責任）

第6条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。

（市町村の消防の管理）

第7条 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。

（市町村の消防に要する費用）

第8条 市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。

（消防機関）

第9条 市町村は、その消防事務を処理するため、次に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

- 一 消防本部
- 二 消防署
- 三 消防団

(消防本部及び消防署)

第 10 条 消防本部及び消防署の設置，位置及び名称並びに消防署の管轄区域は，条例で定める。

2 消防本部の組織は市町村の規則で定め，消防署の組織は市町村長の承認を得て消防長が定める。

(消防職員)

第 11 条 消防本部及び消防署に消防職員を置く。

2 消防職員の定員は，条例で定める。ただし，臨時又は非常勤の職については，この限りでない。

(消防長)

第 12 条 消防本部の長は，消防長とする。

2 消防長は，消防本部の事務を統括し，消防職員を指揮監督する。

(消防団)

第 18 条 消防団の設置，名称及び区域は，条例で定める。

2 消防団の組織は，市町村の規則で定める。

3 消防本部を置く市町村においては，消防団は，消防長又は消防署長の所轄の下に行動するものとし，消防長又は消防署長の命令があるときは，その区域外においても行動することができる。

(消防団員)

第 19 条 消防団に消防団員を置く。

2 消防団の定員は，条例で定める。

(消防団長)

第 20 条 消防団の長は，消防団長とする。

2 消防団長は，消防団の事務を統括し，所属の消防団員を指揮監督する。

(消防団員の職務)

第 21 条 消防団員は，上司の指揮監督を受け，消防事務に従事する。

(消防団員の任命)

第 22 条 消防団長は，消防団の推薦に基づき市町村長が任命し，消防団長以外の消防団員は，市町村長の承認を得て消防団長が任命する。

(消防団員の身分取扱い等)

第 23 条 消防団員に関する任用，給与，分限及び懲戒，服務その他身分取扱いに関しては，この法律に定めるものを除くほか，常勤の消防団員については地方公務員法の定めるところにより，非常勤の消防団員については条例で定める。

2 消防団員の階級並びに訓練，礼式及び服制に関する事項は，消防庁の定

める基準に従い、市町村の規則で定める。

(非常勤消防団員に対する公務災害補償)

第 24 条 消防団員で非常勤のものが公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、市町村は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより、その消防団員又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、市町村は、当該消防団員で非常勤のもの又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(非常勤消防団員に対する退職報償金)

第 25 条 消防団員で非常勤のものが退職した場合においては、市町村は、条例で定めるところにより、その者(死亡による退職の場合には、その者の遺族)に退職報償金を支給しなければならない。

第 5 章 各機関相互間の関係等

(市町村の消防の相互の応援)

第 39 条 市町村長は、必要に応じ、消防に関し相互に応援するように努めなければならない。

2 市町村長は、消防の相互の応援に関して協定することができる。

(国の負担及び補助)

第 49 条

3 市町村の消防に要する費用に対する補助金に関しては、法律でこれを定める。

(消防学校等)

第 51 条 都道府県は、財政上の事情その他特別の事情のある場合を除くほか、単独に又は共同して、消防職員及び消防団員の教育訓練を行うために消防学校を設置しなければならない。

4 消防学校の教育訓練については、消防庁が定める基準を確保するように努めなければならない。

(教育訓練の機会)

第 52 条 消防職員及び消防団員には、消防に関する知識及び技能の習得並びに向上のために、その者の職務に応じ、消防庁に置かれる教育訓練機関又は消防学校の行う教育訓練を受ける機会が与えられなければならない。